

[平成16年第 2回 6月定例会-06月22日-05号]

◆14番（松坂知恒議員） 市民・民主フォーラムの松坂です。

会派を代表して、第67号議案について原案に賛成、二つの修正案に反対の討論を行います。

まず、顧問の設置と都市経営推進調査にかかわる予算ですが、山積する市政の課題について、外部の顧問に指導・助言を受け、また、その助言をもとに必要な調査を実施することにより、懸案の一日も早い解決の一助とすることに賛成するものであります。内部の人材育成も重要であります。外部の有識者の知識や識見を活用することも重要であります。

また、補助金の見直しについても、広く公募した市民から意見を求め、補助金一つ一つを評価することは、開かれた市政につながる重要な施策と考えます。賛成するものであります。

また、広島高速道路の建設についても賛成です。早期着工、早期整備が社会経済的要請であることは論を待ちません。広島市域だけでなく、広く呉方面と山陽道を連結するに高速2号線は必要です。また、広島市の中心部を横断することなく、熊野町、海田町など、広島市東部から湾岸を経由して、五日市、廿日市方面へ走る高速3号線の整備も急がれます。太田川渡河部の構造については意見が分かれておりますが、今回の提案はその議論とは直接関係のない工事区間ですので、早期完成のためにも渡河部の議論とは切り離して賛成すべきものと考えます。

以上で討論を終わります。（拍手）

◆14番（松坂知恒議員） 教育基本法の改正に関する意見書案に反対の立場で討論を行います。

この意見書案に盛り込まれた教育の今日的課題は、私もひとしく認識しており、教育の改革を進め、あるべき人間像について真剣に考察することはもとより必要であります。

しかしながら、これらの課題の解決が、果たして教育基本法の改正によって達成されるのでしょうか。私は、教育基本法を熟読し関連する論文も読んでみましたが、私が得た結論は、教育基本法の中にこそ、今日的課題を解決する精神とそれに裏づけられた実践が込められており、法律の改正ではなく法律の精神を正しく踏まえた上で、具体的にいかなる教育を行うか、実践するかということが論じられるべきであり、達成すべき課題であると考えます。

ここで、教育基本法の内容について述べたいと思いますが、これについては、元一橋大学学長で、歴史学者である上原専禄氏の論文「道徳教育としての愛国心の育成」を紹介したいと思います。

専禄は、太平洋戦争後の教育について、日本の教育史上、全く画期的なものであり、人間形成の理念を教育実践を通じて、初めて組織的にかつ有機的に実現していこうとするも

のであったと述べています。

また、明治 20 年代からの学校教育は、いわば臣民形成が行われていたにすぎないと述べております。臣民とは、教育勅語に見られる、「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ」の臣民ですが、その臣民形成から、昭和 10 年を過ぎると、戦争のための道具形成が学校教育の仕事のようになってしまったと論じています。

この戦前の教育に対する反省に立ち、専禄は、戦後になって、天皇の臣民でもなければファシズムの道具でもないところの、まさに人間を育て上げることが、日本の教育史上、初めて教育の偽らぬ目標や内容になってきたと戦後教育を評価し、また、人間らしい心で人間らしい子供を育て上げることがモットーとした、戦後の新教育が法的なよりどころにしているのがこの教育基本法であると、教育基本法について語っています。

その前文には、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」と規定されています。ここで専禄は、前文にある、民主的で文化的な国家としての新しい日本国家をつくり上げていくという大きい仕事の上で、教育というものが果たさなければならない役割への自覚と、その大きい仕事における教育の力というものへの信頼とが明示されているわけだと述べています。さらに、専禄は、教育基本法は人間らしい心で人間らしい子供を育てることを教育の目標や内容にすべきものだと考えていると同時に、そうした人間形成が、同時に民主的で文化的な国家を形成するところの国民形成の意味を担うものであることをはっきりと自覚している。そのことは、教育基本法の前文ではっきり述べているのですが、その第 1 条には、もっと具体的な言いあらわし方で、人間形成と国民形成との統一的で有機的な同時追求が教育の目的として明記されているのであると述べております。

その第 1 条にあるように、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」というのがそれだと述べています。

いずれにしても、教育基本法は、子供たちを単に子供たちとして見ているにすぎないのではなく、やがて、民主的で文化的で平和的な国家の形成者になるべき者と見ているのである。つまり、基本法の前文でうたわれている人間の育成は、同時に、基本法第 1 条で明記されている国民の育成を期して行われるべきものであると教育基本法は主張しているのであって、単なる人間教育のための人間教育が予想されているわけではない。だから、教育基本法やそれに基づいた教育には、人間教育の考え方だけが存在して、国民教育の考え方に欠けているというような批評は全く当たらないと言わねばならないと、第 1 条の条文を引用して、教育基本法への批判に正面から反論しています。

さらに、愛国心にも言及しており、国を愛し民族を愛する心情が、今日の日本における、また、今日の日本を支える最も大切な倫理心情であることは、幾ら強調しても強調し過ぎ

ることではない。だが、そうした愛国心では、愛国心は、一方では、一人一人の人間を、本来に人間として尊重する人間観によって直接に裏づけられたものでなければならぬし、他方では、ほかの国、ほかの民族を尊重し、それらの諸民族と日本民族とで形づくられている人類共同体というものの全体的福祉を念願する人間観によって直接に支えられたものでなければならぬと、人間を人間として尊重することと、ほかの国、ほかの民族を尊重することの重要性を強調しています。そして、道徳教育や愛国心というものは、抽象化されたり概念化されて教えられるものではなく、すべての教科の有機的で一体的な教育によって、しかも、生徒指導のあらゆる瞬間において、教師と生徒との生きた接触における具体的な指導として行われるべきものであると述べています。

つまり、国を大切に作る心や国家の形成者としての国民の育成は、日常の教育の中において実行されるものであり、教育基本法の文言の改正などで解決されるものではないのであります。

現行の教育基本法の精神を尊重し実践していくことこそ、教育の今日的課題を解決する一番の近道と考え、改正を求める意見書の提出には反対するものであります。

以上で討論を終わります。

長くなりましたが、御清聴ありがとうございました。(拍手)